

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年七月十三日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十三街区十一画地地先から六十三街区十六画地地先まで、六十四街区十八画地地先から六十五街区十六画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十四街区十八画地地先から六十四街区十四画地地先まで、六十五街区一画地地先から六十五街区三画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十四・六一</p> <p>五十二・一六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p>